

【補助参考資料】

先進医療の「腹腔鏡下スリーブ状胃切除術および十二指腸空腸バイパス術」の適応基準と施設基準

当該技術を実施可能とする医療機関の要件一覧

27 腹腔鏡下スリーブ状胃切除術及び十二指腸空腸バイパス術

●施設基準の通則

- イ 保険医療機関において、当該療養を実施すること。
- ロ 当該療養を主として実施する医師又は歯科医師は、当該療養を実施する診療科（以下「実施診療科」という。）において、常勤の医師又は歯科医師であること。

●二十七 腹腔鏡下スリーブ状胃切除術及び十二指腸空腸バイパス術

- イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
重症肥満症（内科的治療に抵抗性を有するものであって、糖尿病である者に係るものに限る。）

ロ 施設基準

- (1) 主として実施する医師に係る基準
 - 〔1〕 専ら消化器外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
 - 〔2〕 外科専門医であること。
 - 〔3〕 当該療養について二年以上の経験を有すること。
 - 〔4〕 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として七例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。
 - 〔5〕 腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）について、これを主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。
- (2) 保険医療機関に係る基準
 - 〔1〕 消化器外科、糖尿病内科及び麻酔科を標榜していること。
 - 〔2〕 実施診療科において、当該療養について三年以上の経験を有する常勤の外科専門医が二名以上配置されていること。
 - 〔3〕 内科に従事し、高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療について五年以上の経験を有する医師及び麻酔科標榜医がそれぞれ一名以上配置されていること。
 - 〔4〕 管理栄養士が配置されていること。
 - 〔5〕 社会福祉士が配置されていること。
 - 〔6〕 病床を十床以上有していること。
 - 〔7〕 基本診療科の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第九の三の（1）のイからこまでに定める施設基準のいずれかに適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ていること。
 - 〔8〕 当直体制が整備されていること。
 - 〔9〕 緊急手術体制が整備されていること。
 - 〔10〕 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - 〔11〕 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 - 〔12〕 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
 - 〔13〕 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - 〔14〕 当該療養について三例以上の症例を実施していること。
 - 〔15〕 腹腔鏡下胃切除術が一年間に合わせて二十例以上実施されていること。
 - 〔16〕 当該療養の実施前に外科専門医、内科に従事する医師、麻酔科標榜医、管理栄養士等の複数名による症例検討が実施されていること。
 - 〔17〕 届出月から起算して十二月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。